

## 新十津川町建設工事共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、新十津川町が発注する建設工事において共同企業体を活用する場合の基準を定めるものとする。

(構成員の数)

第2条 建設工事に係る共同企業体(以下単に「共同企業体」という。)の構成員の数は、2者又は3者とする。

(結成方法)

第3条 共同企業体は、有資格者(新十津川町建設工事等指名競争入札参加資格審査規程(令和5年新十津川町訓令第3号。以下「入札参加資格審査規程」という。)第3条第1項に規定する有資格者をいう。以下同じ。)の任意の組合せにより結成されなければならない。

(出資比率)

第4条 共同企業体における各構成員の出資比率は、次の各号に掲げる構成員の数の区分に応じ、当該各号に定める率以上とする。

- (1) 2者 30パーセント
- (2) 3者 20パーセント

(施工方式)

第5条 共同企業体による施工方式は、共同施工方式(甲型)によるものとする。ただし、建設工事の内容等からこれによることが適当でない認められる場合は、分担施工方式(乙型)によることができるものとする。

(特定企業体の対象工事)

第6条 特定建設工事共同企業体(建設工事の特性に着目して建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。以下「特定企業体」という。)の対象となる建設工事(以下「特定対象工事」という。)は、大規模かつ技術的難度の高い建設工事の施工に際して、技術力等を結集することにより当該建設工事の安定した施工を確保する必要があると認められる建設工事であり、次の各号に掲げる建設工事の種類に応じ、当該各号に定める予定価格以上の規模の建設工事とする。

- (1) 土木一式工事 1億円
- (2) 建築一式工事 1億円
- (3) その他の工事 5千万円

2 前項の規定にかかわらず、特定対象工事であっても、単体で施工できる企業がいると認められるときには、特定企業体と当該企業(当該特定企業体の構成員となっている企業を除く。)との混合による入札とすることができるものとする。

(特定企業体の構成員の資格要件)

第7条 特定企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 特定対象工事と同種の建設工事に係る有資格者(以下「特定有資格者」という。)であること。
- (2) 特定対象工事と同種の建設工事に係る許可業種(建設業法(昭和24年法律第100

号) 第3条第1項の規定により許可を受けた建設業をいう。) (以下「特定許可業種」という。) における営業年数が当該許可を受けてから4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあっては、当該許可を受けてから4年未満であってもこれを4年以上と同等として取り扱うことができるものとする。

(3) 特定対象工事を構成する一部の工種を含む建設工事について元請として一定の実績があり、かつ、当該特定対象工事の規模と同程度の建設工事の施工をした経験を有していること。

(4) 特定許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(特定企業体の構成員の組合せ)

第8条 特定企業体の構成員の組合せは、特定有資格者のうち、入札参加資格審査規程第4条第1項の規定による格付における等級区分(以下「等級区分」という。)が最上位である者のみによる組合せ又は等級区分が最上位である者及び第2順位である者の組合せでなければならない。ただし、適正な共同施工が確保できると認められる場合は、等級区分が第3順位である者を構成員とする組合せとすることができる。

2 前項ただし書の場合において、等級区分が第3順位である者の数は、総構成員の2分の1を上回らないものとする。

3 第1項の場合において、等級区分が最上位である者のみによる組合せでないときは、当該構成員のうち等級区分が最上位である者は、当該構成員のうち出資比率が最大である者でなければならない。

(特定企業体の代表者)

第9条 特定企業体の代表者は、その構成員のうち、等級区分が最上位であり、かつ、出資比率が最大である者とする。

(特定企業体の存続期間)

第10条 特定企業体の存続期間は、次の各号に掲げる特定企業体の区分に応じ、当該各号に定める時までとする。

(1) 契約の相手方となった特定企業体 当該契約の請負代金の支払が完了した時。ただし、特定対象工事の全部又は一部につき相当期間の跡請保証を付している場合には、当該期間の満了後、検査に合格した時までとする。

(2) 契約の相手方とならなかった特定企業体 特定対象工事に係る請負契約が締結された時

(経常企業体の対象工事)

第11条 経常建設共同企業体(優良な中小建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成される共同企業体で、施工する建設工事が特定されていないものをいう。以下「経常企業体」という。)の対象となる建設工事(以下「経常対象工事」という。)は、特定対象工事以外の建設工事であって、当該経常企業体の工事区分ごとの等級区分に応じたものとし、かつ、当該経常企業体の全ての構成員が技術者を適正に配置することが可能な規模の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、経常対象工事であっても、単体で施工できる企業がいると認められるときには、経常企業体と当該企業（当該経常企業体の構成員となっている企業を除く。）との混合による入札とすることができるものとする。

（経常企業体の構成員の資格要件）

第12条 経常企業体の構成員は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

（1）経常対象工事と同種の建設工事に係る有資格者（以下「経常有資格者」という。）であること。

（2）経常対象工事と同種の建設工事に係る許可業種における営業年数が当該許可を受けてから4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合にあつては、当該許可を受けてから4年未満であつてもこれを4年以上と同等として取り扱うことができるものとする。

（経常企業体の構成員の組合せ）

第13条 経常企業体の構成員の組合せは、経常有資格者のうち、等級区分が互いに同一又は直近にある者による組合せでなければならない。

2 経常企業体の構成員の等級区分が互いに同一でない組合せである場合において、その下位の等級区分にある構成員に十分な施工能力があると認められるときにおける前項の規定の適用については、同項中「同一又は直近」とあるのは「2等級以内の差」とする。

（経常企業体の代表者の選定等）

第14条 経常企業体の代表者及びその出資比率は、当該経常企業体の構成員の協議において定めるものとする。

（経常企業体の存続期間）

第15条 経常企業体の存続期間は、第17条の規定により作成する競争入札参加資格者名簿に記録された日から同日の属する年度の末日までとする。

2 前項に規定する存続期間中に経常企業体が解散をした場合は、当該経常企業体に対し解散届を提出させるものとする。この場合においては、当該解散の理由が構成員の廃業その他町長が特別に認める理由である場合を除き、当該解散の日から同日の属する年度の末日までは、当該経常企業体の構成員が当該経常企業体に係る経常対象工事について新たに経常企業体を結成することを認めないものとする。

（資格審査）

第16条 町長は、本町が発注する建設工事に係る競争入札に参加する共同企業体に必要な資格（以下「参加資格」という。）の有無について、競争入札に参加しようとする共同企業体の申請に基づき審査するものとする。

2 前項の申請においては、当該申請をする者（以下「申請者」という。）に、特定企業体にあつては特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）を、経常企業体にあつては経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式第2号）を提出させるものとする。

3 第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、新十津川町建設工事等指名委員会（新十津川町建設工事等指名委員会設置規程（令和4年新十津川町訓令第3

号) 第1条の規定により設置された新十津川町建設工事等指名委員会をいう。)において行うものとする。

4 町長は、資格審査の結果について、速やかに申請者に通知するものとする。

(競争入札参加資格者名簿の作成)

第17条 町長は、資格審査により参加資格を有すると決定した経常企業体について、競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

(格付)

第18条 町長は、資格審査において、入札に付する建設工事の規模、技術的特性等に応じて、その契約の履行を確保するため、経常企業体が有する能力について、格付するものとする。

2 前項の規定による格付の審査及び等級区分の決定については、入札参加資格審査規程第4条の規定による格付の審査及び等級区分の決定の例によるものとする。

(委任)

第19条 この訓令に定めるもののほか、共同企業体の活用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月15日から施行する。

年 月 日

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

新十津川町長 様

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

新十津川町が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、次のとおり参加資格の審査を申請します。

工 事 名				
構 成 員	商号又は名称	所 在 地	建設業許可の記号・ 番号及び年月日	格付 等級

備考 特定建設工事共同企業体の結成に関する協定書の写しを添付すること。

年 月 日

経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書

新十津川町長 様

共同企業体の名称 経常建設工事共同企業体  
 代表者 住 所  
 商号又は名称  
 代表者氏名

年度において新十津川町が発注する建設工事の競争入札に参加したいので、次のとおり参加資格の審査を申請します。

構 成 員	商号又は名称	所在地	建設業許可の記号・ 番号及び年月日	格付 等級
結成の目的	<input type="checkbox"/> 経営力・施工力の強化を目指し、上位の発注標準の工事を受注しようとするため。 <input type="checkbox"/> 事業活動や施工体制の合理化を目指し、確実な工事の履行や信用を向上させるため。 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ <input type="checkbox"/> に✓を記入してください。			
希望する 工事区分	工事 ※分担施工方式（乙型）の場合は、各構成員が分担する工事区分を記入してください。			

備考 経常建設工事共同企業体の結成に関する協定書の写しを添付すること。